

芦屋市自転車駐車場 指定管理者募集要項

令和5年8月



芦屋市都市政策部
都市基盤室道路・公園課

1 指定管理者の募集について

芦屋市の自転車駐車場（以下「駐車場」という。）について、駐車場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第29号）第15条第1項の規定により、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集するものです。

2 指定管理料制度の導入について

令和5年度までの自転車駐車場の運営については、利用料金の中から修繕積立金を市へ納付していましたが、令和6年度より予定されているJR芦屋駅南地区再開発事業の工事による自転車駐車場の閉鎖に伴う影響や、近年の自転車駐車場の利用状況等を鑑み、自転車駐車場の利用料金で管理運営を行う利用料金制度に加え、市より指定管理料の支払いを想定しております。

3 業務概要

(1) 施設概要

名称	所在地	面積	収容台数	備考
阪神打出駅前 自転車駐車場	芦屋市打出小 槌町 20～26番先、 57番先 芦屋市春日町 150～152番 先、160番先	平面式 約615㎡	・自転車（定期） 98台 ・自転車（一時） 105台 ・原付（定期） 15台 ・原付（一時） 5台 ・自動二輪（一時） 2台	・屋外施設 ・管理人室 (2.47㎡)有 ・電気、水道施設有
阪神打出駅南 自転車駐車場	芦屋市南宮町 58番4	平面式 約114㎡	・自転車（定期） 56台	・屋外施設 ・電気施設有
阪急芦屋川駅北 自転車駐車場	芦屋市東芦屋 町167番先	平面式 約880㎡	・自転車（定期） 274台 ・自転車（一時） 87台 ・原付（定期） 84台 ・原付（一時） 24台 ・自動二輪（一時） 3台	・屋外施設 ・管理人室 (9.72㎡)有 ・電気、水道施設有
阪急芦屋川駅南 月若自転車駐車場	芦屋市月若町 49番2先	平面式 約350㎡	・自転車（定期） 214台 ・自転車（一時） 22台	・屋内施設 (建物部分362.5㎡) ・管理人室有 ・消防設備点検及び保守 業務委託(令和4年度実 績30,800円)

				<ul style="list-style-type: none"> ・夜間機械警備業務委託（令和4年度実績105,600円） ・電気、水道施設有
阪急芦屋川駅南 松ノ内自転車駐車場	芦屋市松ノ内 町26番先	平面式 約341㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期） 212台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設
阪神芦屋駅南 自転車駐車場	芦屋市精道町 93番1	立体式 うち一部平面式 約1,411㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期） 638台 ・自転車（一時） 405台 ・自転車（来庁） 43台 ・原付（定期） 96台 ・原付（一時） 23台 ・原付（来庁） 12台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設 ・管理人室有 ・光熱水費は年度末に芦屋市から一括請求
阪神芦屋駅西 自転車駐車場	芦屋市川西町 64番先	立体式 うち一部平面式 敷地：約560㎡ 構造：2階建約 953㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期） 310台 ・自転車（一時） 207台 ・原付（定期） 50台 ・原付（一時） 19台 ・自動二輪（一時） 2台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設（建物部分 936.4㎡） ・管理人室有 ・夜間機械警備業務委託（令和4年度実績105,600円） ・自転車等搬送コンベア 保守点検業務委託（令和4年度実績123,200円） ・電気、水道施設有
J R芦屋駅北 自転車駐車場	芦屋市大原町 265番	地上1階立体式 うち一部平面式 地下1階平面式 うち一部立体式 地下2階平面式 延べ床面積 約2,019㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期） 295台 ・自転車（一時） 429台 ・原付（定期） 180台 ・原付（一時） 74台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設（建物部分 1,648.5㎡） ・管理人室有 ・自転車等搬送コンベア 保守点検業務委託（令和4年度実績246,400円） ・ラポルテ北館管理費
J R芦屋駅南 自転車駐車場1	芦屋市業平町 1番2	平面式 約211㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期） 183台 ・原付（定期） 50台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設 ※令和6年12月より 閉鎖予定
J R芦屋駅南 自転車駐車場3	芦屋市業平町 5番2～5番4	平面式 約551㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期） 219台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設 ・管理人室有

			<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（一時） 77台 ・原付（定期） 15台 ・原付（一時） 29台 ・自動二輪（一時） 10台 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気施設有 ※令和6年12月より閉鎖予定
J R 芦屋駅南 自転車駐車場4	芦屋市業平町 972番5、 972番6、972 番9、 972番13、972 番14、973番 3	平面式 約196㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・原付（定期） 73台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設 ・電気施設有 ※第一跨線橋の撤去工事に伴い、令和6年8月より令和11年末まで一時閉鎖予定
J R 芦屋駅南 自転車駐車場6	芦屋市上宮川 町100番1先	平面式 約161㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期） 67台 ・原付（定期） 20台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設 ・電気施設有
J R 芦屋駅南 自転車駐車場9	芦屋市上宮川 町108番1先	平面式 約39㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期） 24台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設 ・電気施設有
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 10（仮称）	未定	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車 150台予定 	※令和6年度より開設予定
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 11（仮称）	未定	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車 1,050台予定 	※令和10年10月より開設予定

(2) 業務時間及び休業日

ア 業務時間 午前6時30分から午後10時まで

ただし、J R 芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、J R 芦屋駅南自転車駐車場1、J R 芦屋駅南自転車駐車場3、J R 芦屋駅南自転車駐車場4、J R 芦屋駅南自転車駐車場6、J R 芦屋駅南自転車駐車場9、J R 芦屋駅南自転車駐車場10（仮称）（予定）、芦屋駅南自転車駐車場11（仮称）（予定）については、午前6時から午後10時までとします

イ 休業日

休業日 1月1日から1月3日まで及び12月31日

ただし、阪神芦屋駅南自転車駐車場、J R 芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、1月1日とします。

ウ 業務時間及び休業日の変更

業務時間及び休業日は、市長の承認により変更することができます。

(3) 管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを駐車場利用者に提供するとともに、管理経費の節減が図れることを期待しています。

ア 基本方針

自転車は、市民生活において手軽で便利な交通手段として、また、環境に優しい乗り物として、利用が年々増加しています。その一方で、駅周辺には放置自転車が多発し、歩行者や車椅子の通行に支障をきたすなどの交通安全上の問題や駅周辺の美観を損なうなど、様々な課題を抱えています。芦屋市では芦屋川沿いの区域を芦屋川特別景観地区、それ以外の行政区域を芦屋景観地区に指定しており、美観の維持に向けた管理を行っていただくとともに、駐車場の利用の向上と促進に向けて、利用者や近隣住民の声を大切にしながら、駐車場の管理運営を行っていただきます。

イ 維持管理方針

駐車場の管理については、原則、「芦屋市自転車駐車場の指定管理者による管理運営業務 仕様書（以下「仕様書」という。）」を基本に、より質の高い適正な維持水準を保てるよう必要な管理を行ってください。

施設や設備については、全ての施設を清潔に保ち、かつ、機能を正常に保持し、駐車場利用者が安全で安心、快適に利用できるよう適正な管理と保守点検を行ってください。

ウ 駐車場の運営方針

市民の多様なニーズに応えるため、常に駐車場利用者の声を聴取し、反映してください。

自転車等の安全利用を図るため、マナーの向上や交通ルールの遵守の啓発に努めてください。

駐車場利用の向上と促進を図るため、運営面において、市民サービスの工夫と提供に努めてください。

社会状況の変化に対し、市とも協力をして利用者のニーズに沿った事業の提案を行ってください。

エ 法令等の遵守

駐車場の管理運営業務を行うに当たっては、別紙仕様書に定める法令等を遵守していただきます。

4 業務内容（詳細については、別紙仕様書のとおり）

(1) 駐車場の管理運営に伴う業務

ア 受付・案内・誘導等業務

イ 利用料金の徴収・返還等業務

(2) 建物、施設及び附属設備に係る維持管理業務

ア 運転監視及び保安業務

イ 清掃業務

ウ 建物、施設の維持管理業務

エ 設備・機械等の保守点検業務

オ 消耗品の補充等

5 応募資格

駐車場の管理運営に関して、知識と経験を有する法人又は団体（以下「法人等」という。）で次の内容を満たす法人等が対象となります。ただし、個人は応募資格がありません。

(1) 単独の法人等で申請する場合

兵庫県又は大阪府内に本社、支社、営業所等の事業所があること。

(2) 複数の法人等による連合体（以下「連合体」という。）で申請する場合は、次の条件の全てに該当しなければなりません。

ア 連合体を構成する法人等（以下「連合体構成法人等」という。）の数は2以上とし、それら連

合体構成法人等の中から代表する法人等を選出していること。

イ 合体構成法人等のいずれも上記(1)の条件を満たすこと。

(3) 複数応募の禁止

ア 合体構成法人等は2以上の本申請に係る合体構成法人等になることができません。

イ 単独で指定管理者の申請をする法人等は、本申請に係る合体構成法人等になることができません。

(4) 欠格事項

次に該当する法人等は、応募することはできません。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者

イ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等措置を受けている者、またはそれに準じるもの。

ウ 合体構成法人等又はその代表が、芦屋市暴力団排除条例第2条1号から3号までに規定する者又は指定管理者としてふさわしくない者

エ 法人税、消費税、地方消費税、府県民税及び市町村民税を滞納している者

オ 本市、他の自治体を問わず、指定管理者の指定の取り消しを受けた者

カ 本市、国や県等の公的機関による許認可取消し等の行政処分及び業務改善等の行政指導を過去3年以内に受けている者

キ 指定管理業務に関連する業務に係る訴訟が係属中のもの及び過去3年以内に敗訴している者

(5) 合体構成法人等の構成員の変更

合体で応募する場合、代表する法人等及び合体構成法人等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、構成員の変更を認めることがあります。その場合には、合体の協定書のほか、必要に応じ応募書類の再提出を求めます。

(6) 申請する法人等（合体の一部を含む）が、指定管理期間中に合併、その他の事由により法人等の名称、形態が変更となることがあらかじめ見込まれる場合には、必要に応じ追加の書類の提出を求めます。

6 応募方法

(1) 応募書類

応募に当たっては、以下ア～エの応募書類に資料ごとにインデックスを貼付した仕切り紙を挿入してください。また、様式2は必ずページ番号を記載してください。なお、提出部数は正本1部、副本7部（副は複写でも可）及び応募書類の「ワードまたはPDFデータ」の入ったCD等を提出していただきます。（提出の際はパスワードを設定してください。また、パスワードにつきましては、道路・公園課代表アドレス douro@city.ashiya.lg.jp に送信してください。）

ア 芦屋市自転車駐車場指定管理者指定申請書（様式1）

(ア) 合体応募の場合は構成団体表及び合体結成に係る協定書又はこれに相当する書類（様式は任意）※代表者の権限や構成団体の役割分担及び責任分担等を明記してください。

(イ) 法人等の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

イ 芦屋市自転車駐車場事業計画書（様式2）

(ア) 法人等の概要説明書

(イ) 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針

(ウ) 自転車駐車場の管理体制

日常の管理体制（常駐者）が分かるように記載してください。（非常駐者は、その旨を明示してください。）

(エ) 自転車駐車場の維持管理

(オ) 自転車駐車場運営の取組

(カ) 自主事業案

(キ) 自転車駐車場の管理運営費

管理運営費(全体)は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間について、毎年度の経費で算出してください。また、同書式を利用し、現在稼働している13の自転車駐車場、J R 芦屋駅南自転車駐車場10及び11(仮称)の施設ごとに毎年度の経費で管理運営費(各施設)を算出してください。

(ク) 人件費及び損害保険料内訳

ウ 指定管理者の申請に係る誓約書(様式3)

エ 添付書類

(ア) 定款、寄附行為(法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類)

(イ) 法人登記簿謄本及び印鑑証明書(法人のみ)

(ウ) 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各納税証明書

(エ) 法人税、消費税及び地方消費税の申告書

(オ) 直近3年間の法人等の財務状況に関する書類(貸借対照表、損益計算書、法定監査を受けた場合その監査報告書)

(カ) 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの

(キ) 事業実績等の概要が分かるもの

(ク) 代表者履歴、役員名簿

(ケ) その他本市が必要と認めた書類等

連合体構成法人等の応募の場合は、連合体構成法人等を構成する全ての法人等について、上記の添付書類を提出してください。

(コ) 別途業務委託を予定している各業務の見積書

(2) 募集要項の配布

募集要項を令和5年8月1日(火)から9月1日(金)まで(土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日を除く。)配布します。

ア 配布場所 都市政策部都市基盤室道路・公園課又は市ホームページよりダウンロードしてください。

イ 配布時間 午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分を除く。)

(3) 現場説明会

15駐車場のうち、阪神芦屋駅南自転車駐車場について、下記の要領で現場説明会を開催します。見学を希望される場合は、受付票に明記されるか、令和5年8月10日(木)までに見学を希望する旨と法人等名、担当者、電話番号を記載して道路・公園課代表アドレス(douro@city.ashiya.lg.jp)へメールを送信してください。他の駐車場については、応募前までに施設の確認を行ってください。

開催日：令和5年8月16日(水)

場所：阪神芦屋駅南自転車駐車場

(4) 応募書類の受付

応募書類を令和5年8月1日(火)から9月1日(金)まで(土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日を除く。)受付します。

ア 受付場所 都市政策部都市基盤室道路・公園課

イ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分を除く。)

なお、提出期限後の変更及び追加は認められません。

ウ 応募書類等は必ず持参してください。

- エ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。
- オ 本市が必要と認めるときは、期間を定めて追加書類の提出を求めることがあります。
- カ 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- キ 申請書類の作成に用いる単位は計量法に定めるものとし、使用通貨は日本円、使用言語は日本語とします。時刻は、日本標準時とします。
- (5) 質問及び質問に対する回答
- ア 質問の方法
募集要項の受領時に質問の回答を希望されるかどうか受付票に明記すること。
質問の要旨を簡潔にまとめ、芦屋市自転車駐車場指定管理者募集要項に関する質問書（様式4）を持参するか、メール（道路・公園課代表アドレス douro@city.ashiya.lg.jp）へ送信してください。
- イ 質問の受付期間
令和5年8月16日（水）から令和5年8月22日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）受付します。受付時間は、午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）です。
- ウ 質問の受付場所
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
都市政策部都市基盤室道路・公園課
- エ 質問に対する回答の方法
市ホームページに回答を掲載します。最終回答は令和5年8月29日（火）までに行います。
なお、質問内容が法人等独自の提案に係るものと本市で判断されるものについては、当該法人等のみに回答し、それ以外については、事前に希望された方全てに回答します。
- 7 指定候補者選定の基準等
- (1) 選定方法
芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、芦屋市指定管理者選定・評価委員会で、書類審査及び面接審査により選定します。
- (2) 面接審査
書類審査の結果、面接審査を実施します。面接を実施する法人等（連合体を含む。）には、日時、場所、出席人数等について後日連絡します。
- (3) 選定基準
選定・評価委員会は、次の項目を基本に、公平かつ適正に審査し、選定します。
- ア 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針
- (ア) 管理運営を行うに当たっての基本方針について
 - (イ) 団体の理念及び運営方針について
 - (ウ) 団体の業務推進能力について
- イ 自転車駐車場の管理体制
- (ア) 管理体制について
 - (イ) 緊急時の対応について
 - (ウ) 個人情報保護の措置について
- ウ 自転車駐車場の維持管理
- (ア) 施設管理の基本事項について
 - (イ) 自転車駐車場の安全対策について
- エ 自転車駐車場運営の取組

- (ア) 管理の質及び利用者サービスの向上の取組について
- (イ) 利用促進の取組について
- (ウ) 不法行為等への取組について
- (エ) 交通安全推進及び啓発の取組について
- (オ) 自主事業への取組について

オ 自転車駐車場の管理運営費

- (ア) 管理運営費の提案に工夫が見られるか
- (イ) 管理運営費の積算の根拠が明確になっているか
- (ウ) 適正な人件費になっているか
- (エ) 適正な損害保険加入になっているか
- (オ) 提案額としての貢献度

指定管理料の予定価格は5か年総額175,000千円(税込)であり、この額を上限として、提案してください。応募者が提案した指定管理料の額が予定金額を上回る場合は失格とします。なお、年度ごとに指定管理料は発生せず、市へ修繕積立金を納付可能な場合はその額について提示してください。(提案した指定管理料又は修繕積立金の額について以下「提案額」という。)

指定期間中に一部駐輪場を閉鎖するため、その内容を踏まえた積算を行ってください。(詳細は仕様書記載)

提案額については、選定時において当該事業への貢献度として取り扱うこととします。

(4) 選定結果

応募された法人等(連合体を含む。)に、文書で選定結果を通知します。

応募された法人等については、法人等名、審査基準の大項目ごとの得点、合計点、選定理由及び評価をホームページ等で公表します。

(5) 選定後の提出書類

指定候補者については役員等が暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書及び役員名簿(様式6)、法令遵守誓約書(様式7)、利用料金承認申請書(様式8)を協定締結前までに提出してください。連合体構成法人等の応募の場合は、連合体構成法人等を構成する全ての法人等分を提出してください。

8 指定及び協定の締結

(1) 指定手続

指定候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に対し提出し、議決後に指定管理者として指定します。

市議会の議決を得られないときは、又は指定手続の過程で指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき等の場合には、指定候補者を指定管理者に指定しないことがあります。

この場合、市は、次点候補者と協議を行い指定管理者の候補者として繰上げ、市議会の議決を経て指定管理者として指定することがあります。

なお、指定候補者を指定管理者として指定しないこととした場合であっても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のため支出した費用等については、一切補償しません。

(2) 協定の締結

市議会の議決により指定管理者に指定された後に、基本協定及び実施協定を締結します。

(3) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

※ただし、この期間は市議会での議決により確定します。

(4) 管理運営費

ア 経費の負担区分

駐車場の管理運営費のうち、市が別途措置する修繕費、備品購入費以外については、全て指定管理者の負担となります。

なお、駐車場の管理運営に当たっては、主として次表の経費が必要となります。

区分	詳細内容
人件費	統括責任者（指導員）、管理人、職員給料等 (兵庫県最低賃金は遵守のこと。)
光熱水費	電気、上下水道
設備保守、点検	消防設備、自転車等搬送コンベア、自転車ラック
清掃・点検・警備等	清掃、巡回点検等
修繕費（小規模）	施設・設備の修繕
事務局費	印刷製本費、通信運搬費、旅費、消耗品費、事務機器リース料、 夜間金庫手数料、一般管理費
自主事業等経費	自主事業等に要する経費
その他	保険料、公課費等 修繕積立金（可能額を提示し市へ納付） 前受金（翌年度定期利用料等の翌年度収入分）

イ 管理運営費

必要な管理運営費（修繕積立金及び指定管理料含む）については、応募者は事業計画書に提案額を記載してください。提案額を踏まえ、年度ごとに市の予算の範囲内で協議を行い、協定を締結します。

指定期間中予定している工事の進捗により駐車場台数が当初より変更になる場合は、その期間、台数按分など適切に修繕積立金及び指定管理料の額を変更します。なお、これによりがたい場合は、市と協議を行い協定を締結します。

支払いについては、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、3月25日までに納付してください。

※修繕積立金：利用料金収入のうち、市へ積立金として納付できる金額

※指定管理料：利用料金収入に加え、市より支払われる金額

※修繕積立金及び指定管理料の提案額は、年度ごとにどちらか一方で提案ください

ウ 管理口座

経費は、法人等自身の口座とは別に指定管理業務専用口座を設けて管理してください。

(5) 駐車場の利用料金

駐車場の利用料金は、指定管理者の収入として取り扱います。

また、指定管理者は、芦屋市と利用料金の設定等に係る協議を行い、条例の規定による使用料の範囲内において、市長の承認を得て利用料金を決定します。

(6) 施設の目的外使用

施設の一部の目的外使用については市の承諾を得る必要があります。

9 スケジュール（予定）

募集の開始：令和5年8月1日（火）

募集要項等配布期間：令和5年8月1日（火）～9月1日（金）

現地説明会：令和5年8月16日（水）

質問事項の受付期間：令和5年8月16日（水）～令和5年8月22日（火）

質問の回答：令和5年8月29日（火）まで

応募書類受付期間：令和5年8月1日（火）～9月1日（金）

募集の終了：令和5年9月1日（金）

面接審査：令和5年10月中旬

選定結果の公表、応募者への通知：令和5年11月中旬

市議会による議決：令和5年12月中旬

指定管理者の指定（告示）：令和5年12月下旬

協定の締結：令和6年3月

業務引継ぎ：令和6年3月

管理の開始：令和6年4月1日

10 応募に関する留意事項

(1) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当する場合については失格とし、審査の対象から除外します。

また、連合体で申請する場合においては、連合体構成法人等が次の要件に該当する場合は、連合体による申請を失格とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ この要項に違反又は著しく逸脱した場合

ウ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

エ その他不正行為があった場合

(2) 応募書類の取扱い

応募書類は芦屋市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除き、公表することがあります。企業秘密等については、市が決定して秘匿します。なお、指定管理者を指定する議案資料には、原則として、全ての応募された法人等の事業計画書を掲載します。

(3) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出してください。

(4) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は芦屋市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。

(5) 応募時に既に団体名称等のほか、合併その他の事由による団体の形態・性格等の変更の予定がある場合は、必ず事業計画等に記載すること。

例：「株式会社〇〇」（新社名 △△株式会社 令和●年●月●日に商号変更予定）

11 指定管理者制度に関する留意点

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度ごとに次年度の年次計画書を次年度の開始1月前までに市に提出し、承認を受けるものとします。また、年次計画書に記載された自主事業については、個別事業計画書を実施日（募集開始日を含む。）の1月前までに市に提出し、承認を受けるものとします。

(2) 管理状況の確認調査及び評価

市は、協定に従い適正かつ確実な管理が実施されているかどうか、安定的継続的に管理業務の提供が可能な状態にあるかどうか等、管理状況について随時又は定期的な確認調査を行うとともに年度終了後の事後評価を実施します。指定管理者は、毎月、月次報告書、年度終了後に事業報告書を提出するものとし、確認調査及び事後評価に協力していただきます。また、指定管理期間

中に第三者による評価を実施します。

なお、調査については、人事・経理に係る帳簿、契約書類等を対象とします。評価結果については、市が別に定める様式によりホームページ等で公表します。

(3) 経営状況の確認

経営の健全性を証するため、指定管理者が会社法、特定非営利活動促進法及びその他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、指定管理者の毎事業年度終了後3か月以内に市に提出するものとし、確認調査に協力していただきます。

(4) 利用者アンケート調査

指定管理者は、利用者等の意見及び要望を把握するため、市と協議した様式により継続的に、利用者等を対象としてアンケート調査を実施することとします。また、調査結果について分析及び評価を行い、その後の管理業務への反映に努めるものとし、また、その内容を施設内に掲示するとともに、市にその結果を報告していただきます。

(5) 指定の取消し等

指定候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても、指定管理者の決定を取り消すことがあります。

指定管理者が事業の履行が確実でないと認められるとき、履行した内容が本市の求める水準を著しく下回ったとき、指定管理期間中に暴力団等の介入が認められたとき、又は著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を停止又は取り消すことがあります。この場合は、指定管理者の損害に対し市は賠償しません。

また、取消しに伴う芦屋市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

(6) 引継ぎの協力

指定管理期間終了又は指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合には、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。また、前受金については、市に納付し次期指定管理者に引継ぐものとし、回数券については、引継ぎ時点の未使用回数を次期指定管理者に引継ぎます。

(7) 駐車場において発生した事故への対応

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償することになります。

駐車場において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を本市に報告することとします。

また、本市と協議の上、損害賠償責任保険に加入する必要があると認められる場合には、保険に加入することとします。

(8) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、管理業務を行うに当たって保有することとなる個人情報の保護について、万全な措置を講じることとします。

指定管理者は、個人情報の保護に関して、研修等に参加させるとともに、施設従事者に対し必要な研修を実施することとします。

(9) 情報公開

芦屋市情報公開条例の趣旨に基づき、その管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとし、また、市から駐車場に関する文書であって市が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、提出に応じるよう努めるものとし、

(10) 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領した文書等は芦屋市文書取扱規定（平成19年訓令甲

第6号)に基づき、適正に管理・保存するものとします。

(11) 内部通報処理の仕組み整備

指定管理者は、公益通報者保護法（平成16年法律122号）により、通報・相談窓口の設置内部規定の整備を行う必要があります。

(12) 使用許可等

指定管理者は、条例の規定に基づき使用許可等の行政処分を行うことができますが、芦屋市行政手続条例における「行政庁」に相当することとなるため、当該処分について、行政事件訴訟法第11条第2項の規定による取消訴訟の被告となる場合があります。

(13) 防犯カメラ

指定管理者は、芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱第3条に準じた管理責任者を置き、要綱の規定に準じた管理を行うための必要な措置を講ずるものとします。

(14) 公租公課の取扱い

本件により指定管理者が管理することとなる駐車場について、法人市民税、事業所税、新たに設置した償却資産に係る固定資産税の納税義務者となる可能性があります。指定管理者制度における事業所税の事業主体（納税義務者）の判定は、収益の帰属（利用料金制度採用の有無）により行うこととなります。利用料金制度が採用されている公の施設の管理運営事業は事業所税の課税上は収益事業として扱われ、その指定管理者は事業所税の課税対象となります。（過年度は、JR芦屋駅北駐車場、阪神芦屋駅南自転車駐車場、阪急芦屋川南月若自転車駐車場が課税対象となっておりました。）事前に必ず確認するなどして注意願います。（詳しくは、市総務部財政室課税課固定資産税係（0797-38-2017）まで相談してください。）なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

12 問合せ先

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

芦屋市都市政策部都市基盤室道路・公園課

TEL (0797)38-2480 FAX (0797)38-2163

Eメールアドレス douro@city.ashiya.lg.jp

(様式1)

芦屋市自転車駐車場 指定管理者 指定申請書

令和 年 月 日

芦屋市長 宛

所在地

法人等名 (グループの場合は、代表する法人又は団体名)

印

芦屋市自転車駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添付の上、申請します。
記

提出書類

- 1 芦屋市自転車駐車場指定管理者指定申請書
- 2 芦屋市自転車駐車場事業計画書 (様式2)
 - (1) 法人等の概要説明書
 - (2) 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針
 - (3) 自転車駐車場の管理体制
 - (4) 自転車駐車場の維持管理
 - (5) 自転車駐車場運営の取組
 - (6) 自主事業案
 - (7) 自転車駐車場の管理運営費 (全体及び各施設)
 - (8) 人件費及び損害保険料内訳
- 3 指定管理者の申請に係る誓約書 (様式3)
- 4 添付書類
 - (1) 定款、寄附行為 (法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類)
 - (2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明書 (法人のみ)
 - (3) 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各納税証明書
 - (4) 法人税、消費税及び地方消費税の申告書
 - (5) 直近3年間の法人等の財務状況に関する書類 (貸借対照表、損益計算書、法定監査を受けた場合の監査報告書)
 - (6) 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
 - (7) 事業実績等の概要が分かるもの
 - (8) 代表者履歴、役員名簿
 - (9) その他本市が必要と認めた書類等
 - (10) 別途業務委託を予定している各業務の見積書

以上

(様式2)

芦屋市自転車駐車場 事業計画書

(1) 法人等の概要説明書

法人等名称	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
設立年月日	
設立目的	
役員構成	
会員又は構成団体等	
従業員数	
活動内容	
担当者名	
電話番号	
Fax 番号	
e-mail	

(様式2)

(2) 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針

記載項目	記入欄
(1) 管理運営を行うに当たっての基本方針について	
(2) 団体の理念及び運営方針について	
(3) 団体の業務推進能力について (財政基盤、団体構成等)	

(様式2)

(3) 自転車駐車場の管理体制

記載項目	記入欄
<p>(1) 管理体制について (従業員の配置(常駐者、非常駐者) 人材育成の方法)</p>	
<p>(2) 緊急時の対応について (事故・災害発生時、緊急時の体制、対策の概要)</p>	

<p>(3) 個人情報保護の措置 について (具体的な対策の明示)</p>	
---	--

(様式2)

(4) 自転車駐車場の維持管理

記載項目	記入欄
(1) 施設管理の基本事項 について	
(2) 自転車駐車場の安全 対策について (具体的な対策の明示)	

(様式2)

(5) 自転車駐車場運営の取組

記載項目	記入欄
(1) 管理の質及び利用者サービスの向上の取組について (接遇対応等)	
(2) 利用促進の取組について (具体的な方法の明示)	

<p>(3) 不法行為等への取組 について (不正利用対策、マナー 向上対策)</p>	
<p>(4) 交通安全推進及び啓 発の取組について (交通安全推進、啓発の 具体的な内容)</p>	

(5) 自主事業への取組について

(施設を有効的に活用するために、市が指定する業務以外の独自の提案による業務の実施を希望、提案する場合は、その内容・費用等を具体的に記載してください。自転車を取り巻く社会のニーズ(レンタサイクル等)に対しての対応についても提案がある場合は具体的に記載してください。)

(様式2)

(6) 自主事業案

	事業名	目的・内容	実施時期・回数
1			
2			
3			
4			
5			

(様式2)

(7) 自転車駐車場の管理運営費 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(令和6年度) 全体もしくは施設名 ()

(金額: 千円)

記載項目	金額	積算根拠等
(収 入)		
利用料金収入		
自主事業収入		
前受金 (令和5年度からの繰入)	7,487	
指定管理料	※現指定管理者予 算額より	
計 (A)		
(支 出)		
人件費		
光熱水費		
設備保守費		
清掃・点検・警備等		
修繕費		
事務局費		
自主事業等経費		
公課費 (消費税・事業所税)		
修繕積立金		
前受金 (令和7年度への繰入)		
計 (B)		
(A) - (B)		

消費税は10%で計上してください

(様式2)

(7) 自転車駐車場の管理運営費 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(令和7年度) 全体もしくは施設名 ()

(金額: 千円)

記載項目	金額	積算根拠等
(収 入)		
利用料金収入		
自主事業収入		
前受金 (令和6年度からの繰入)		
指定管理料		
計 (A)		
(支 出)		
人件費		
光熱水費		
設備保守費		
清掃・点検・警備等		
修繕費		
事務局費		
自主事業等経費		
公課費 (消費税・事業所税)		
修繕積立金		
前受金 (令和8年度への繰入)		
計 (B)		
(A) - (B)		

消費税は10%で計上してください

(様式2)

(7) 自転車駐車場の管理運営費 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(令和8年度) 全体もしくは施設名 ()

(金額: 千円)

記載項目	金額	積算根拠等
(収 入)		
利用料金収入		
自主事業収入		
前受金 (令和7年度からの繰入)		
指定管理料		
計 (A)		
(支 出)		
人件費		
光熱水費		
設備保守費		
清掃・点検・警備等		
修繕費		
事務局費		
自主事業等経費		
公課費 (消費税・事業所税)		
修繕積立金		
前受金 (令和9年度への繰入)		
計 (B)		
(A) - (B)		

消費税は10%で計上してください

(様式2)

(7) 自転車駐車場の管理運営費 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(令和9年度) 全体もしくは施設名 ()

(金額: 千円)

記載項目	金額	積算根拠等
(収 入)		
利用料金収入		
自主事業収入		
前受金 (令和8年度からの繰入)		
指定管理料		
計 (A)		
(支 出)		
人件費		
光熱水費		
設備保守費		
清掃・点検・警備等		
修繕費		
事務局費		
自主事業等経費		
公課費 (消費税・事業所税)		
修繕積立金		
前受金 (令和10年度への繰入)		
計 (B)		
(A) - (B)		

消費税は10%で計上してください

(様式2)

(7) 自転車駐車場の管理運営費 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(令和10年度) 全体もしくは施設名 ()

(金額: 千円)

記載項目	金額	積算根拠等
(収 入)		
利用料金収入		
自主事業収入		
前受金 (令和9年度からの繰入)		
指定管理料		
計 (A)		
(支 出)		
人件費		
光熱水費		
設備保守費		
清掃・点検・警備等		
修繕費		
事務局費		
自主事業等経費		
公課費 (消費税・事業所税)		
修繕積立金		
前受金 (令和11年度への繰入)		
計 (B)		
(A) - (B)		

消費税は10%で計上してください

(様式2)

(8) 人件費及び損害保険料内訳
(令和6年度)

(金額：千円)

記載項目	記入欄
<p>(1) 人件費内訳</p> <p>(年齢・職種ごとに月額を記載し、算定根拠を明示ください。)</p>	
<p>(2) 施設賠償責任保険内訳</p> <p>(保険種類、保険種目、てん補限度額及び免責金額及び保険料について明示してください。)</p>	

(様式2)

(8) 人件費及び損害保険料内訳
(令和7年度)

(金額：千円)

記載項目	記入欄
<p>(1) 人件費内訳</p> <p>(年齢・職種ごとに月額を記載し、算定根拠を明示ください。)</p>	
<p>(2) 施設賠償責任保険内訳</p> <p>(保険種類、保険種目、てん補限度額及び免責金額及び保険料について明示してください。)</p>	

(様式2)

(8) 人件費及び損害保険料内訳
(令和8年度)

(金額：千円)

記載項目	記入欄
<p>(1) 人件費内訳</p> <p>(年齢・職種ごとに月額を記載し、算定根拠を明示ください。)</p>	
<p>(2) 施設賠償責任保険内訳</p> <p>(保険種類、保険種目、てん補限度額及び免責金額及び保険料について明示してください。)</p>	

(様式2)

(8) 人件費及び損害保険料内訳
(令和9年度)

(金額：千円)

記載項目	記入欄
<p>(1) 人件費内訳</p> <p>(年齢・職種ごとに月額を記載し、算定根拠を明示ください。)</p>	
<p>(2) 施設賠償責任保険内訳</p> <p>(保険種類、保険種目、てん補限度額及び免責金額及び保険料について明示してください。)</p>	

(様式2)

(8) 人件費及び損害保険料内訳
(令和10年度)

(金額：千円)

記載項目	記入欄
(1) 人件費内訳 (年齢・職種ごとに月額を記載し、算定根拠を明示ください。)	
(2) 施設賠償責任保険内訳 (保険種類、保険種目、てん補限度額及び免責金額及び保険料について明示してください。)	

(様式3)

指定管理者の申請に係る誓約書

令和 年 月 日

芦屋市長 宛

所在地

法人等名（グループの場合は、代表する法人又は団体名）

代表者氏名

印

芦屋市自転車駐車場の指定管理者の選定等に当たり、提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。また、下記の申請資格をすべて満たし、かつ、欠格事項のすべてに該当していないことを誓約します。

記

1 申請資格

- (1) 法人その他の団体、又は、複数の法人等により構成されるグループであること。
(兵庫県又は大阪府内に本社、支社、営業所等の事業所があること。)
- (2) 芦屋市自転車駐車場の事業、施設管理等を円滑に遂行できる能力を有する法人等であること。
- (3) 他に単独又はグループで芦屋市自転車駐車場の指定管理者の申請をしていないこと。

2 欠格条項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
- (2) 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等措置を受けている者、またはそれに準ずる者
- (3) 連合体構成法人等又はその代表が、芦屋市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する者又は指定管理者としてふさわしくない者
- (4) 法人税、消費税、地方消費税、府県税及び市町村民税を滞納している者
- (5) 指定管理者の指定取消しを受けた者
- (6) 芦屋市、国県等の公的機関による許認可取消し等の行政処分及び業務改善等の行政指導を過去3年以内に受けている者
- (7) 指定管理業務に関連する業務に係る訴訟が係属中のもの及び過去3年以内に敗訴している者

以上

(様式4)

芦屋市自転車駐車場指定管理者募集要項に関する質問書

令和 年 月 日

芦屋市長 宛

質問者 法人等名
代表者氏名
回答書送付先
担当者氏名
電話番号
Fax 番号
e-mail

質問 番号	募集要項の 該当項目等	質問内容	備考

(様式5)

辞退届

芦屋市長 宛

所在地

法人等名（連合体の場合は、代表する法人又は団体名）

印

芦屋市自転車駐車場の指定管理者の指定を受けるため申請しましたが、都合により辞退します。

記

1 辞退の理由

参考資料

ア 管理業務の実施に係る収支状況

単位：円

収入	項目	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算額)
	利用料金収入	108,143,100	91,465,900	91,289,278	96,447,850	106,297,000
	自主事業収入	0	690,507	214,880	274,000	500,000
	ラポルテ売上	7,251,910	6,463,630	7,001,500	7,338,490	7,524,000
	コロナ支援金	0	3,545,000	0	0	0
	前受金(前年度からの繰入)	7,431,081	7,568,694	7,487,000	7,487,000	7,487,000
	計	122,826,091	109,733,731	105,992,658	111,547,340	121,808,000

支出	項目	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算額)
	人件費	80,728,702	82,023,107	84,342,688	94,329,580	70,742,000
	光熱水費	3,831,942	3,912,903	4,227,326	3,610,030	2,263,000
	設備保守点検	538,320	585,200	1,528,641	1,624,140	4,231,000
	修繕費	1,162,590	1,476,027	809,992	2,481,750	1,473,000
	その他支出	10,639,186	10,178,708	6,402,100	2,216,170	9,569,000
	事務局費	14,317,037	13,946,708	11,330,957	8,941,024	16,794,000
	自主事業等 経費	364,060	111,876	10,146	27,186	240,000
	大規模修繕積立金	7,523,753	18,858,000	13,605,000	11,474,000	9,042,000
	前受金(翌年度への繰入)	7,568,694	7,487,000	7,487,000	7,487,000	7,487,000
	計	126,674,284	138,579,529	129,743,850	132,190,880	121,808,000

イ 令和4年度の駐車場の利用状況

[]書きは令和3年度

区 分 \ 名 称			阪急芦屋川北 自転車駐車場	阪急芦屋川駅南 月若自転車駐車場	阪急芦屋川駅南 松ノ内自転車駐車場
令和4年度 収容台数	自転車	定期	[290] 290台	[200] 200台	[219] 219台
		一時	[87] 87台	[22] 22台	なし
	原動機付 自転車	定期	[84] 84台	なし	なし
		一時	[24] 24台	なし	なし
	自動二輪	一時	[3] 3台	なし	なし
	計			[488] 488台	[222] 222台
換算利用台数※	自転車		[286] 271台/日	[204] 215台/日	[38] 50台/日
	原動機付自転車		[46] 81台/日	なし	なし
	自動二輪		[1] 1台	なし	なし
計			[333] 353台/日	[204] 215台/日	[38] 50台/日
令和4年度 利用率			[68] 72%	[92] 97%	[17] 23%

※1日当たり定期利用台数と一時利用台数の合計

区 分 \ 名 称			J R芦屋駅北 自転車駐車場	J R芦屋駅南 自転車駐車場 1	J R芦屋駅南 自転車駐車場 2	J R芦屋駅南 自転車駐車場 3	J R芦屋駅南 自転車駐車場 4
令和4年度 収容台数	自転車	定期	[471] 453台	[91] 91台	[178] 178台	[119] 128台	なし
		一時	[460] 426台	なし	なし	[220] 220台	なし
	原動機付 自転車	定期	[281] 349台	[50] 50台	なし	なし	[73] 73台
		一時	[74] 74台	なし	なし	[43] 43台	なし

	自動二輪	一時	なし	なし	なし	[7] 7台	なし
計			[1286] 1302台	[141] 141台	[178] 178台	[389] 398台	[73] 73台
換算利用台数	自転車		[690] 772台/日	[79] 89台/日	[149] 171台/日	[237] 330台/日	なし
	原動機付自転車		[187] 243台/日	[39] 46台/日	なし	[41] 34台/日	[38] 37台/日
	自動二輪		なし	なし	なし	[6] 10台/日	なし
計			[877] 1015台/日	[118] 135台/日	[149] 171台/日	[284] 374台/日	[38] 37台/日
令和4年度 利用率			[68] 78%	[84] 96%	[84] 96%	[73] 94%	[52] 51%

区 分			名 称		J R 芦屋駅南 自転車駐車場 6	J R 芦屋駅南 自転車駐車場 9
令和4 年度 収容台 数	自転車	定期	[67] 67台	[24] 24台		
		一時	なし	なし		
	原動機付 自転車	定期	[20] 20台	なし		
		一時	なし	なし		
	自動二輪	一時	なし	なし		
計			[87] 87台	[24] 24台		
換算利 用台数	自転車		[60] 66台/日	[21] 23台/日		
	原動機付自転車		[16] 19台/日	なし		
	自動二輪		なし	なし		
計			[76] 85台/日	[21] 23台/日		
令和4年度 利用率			[87] 98%	[88] 96%		

区 分		名 称		阪神打出駅前 自転車駐車場	阪神芦屋駅南 自転車駐車場	阪神芦屋駅西 自転車駐車場
令和4年度 収容台数	自転車	定期	[265] 378台	[652] 642台	[315] 315台	
		一時	[110] 110台	来庁用除く。 [428] 471台	[207] 207台	
	原動機付 自転車	定期	[14] 12台	[110] 127台	[50] 50台	
		一時	[5] 5台	来庁用除く。 [23] 35台	[19] 19台	
	自動二輪	一時	[2] 2台	なし	[2] 2台	
計			[396] 507台	[1213] 1275台	[593] 593台	
換算利用台数	自転車	[331] 480台/日	来庁用除く。 [548] 1044台/日	[310] 372台/日		
	原動機付自転車	[13] 16台/日	来庁用除く。 [64] 138台/日	[24] 29台/日		
	自動二輪	[1] 0台/日	なし	[2] 1台/日		
計			[345] 496台/日	[612] 1182台/日	[336] 402台/日	
令和4年度 利用率			[87] 98%	[50] 93%	[57] 68%	